

## 新潟市在宅医療・介護連携推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、疾病等を抱えても住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという市民の希望を叶え、看取りまで切れ目のない医療サービスを提供するため在宅医療と介護の連携を進め、もって、高齢者の保健福祉の増進と本市の地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする新潟市在宅医療・介護連携推進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の運営について、適切に事業運営をできると認められる者に本事業の全部又は一部の実施を委託することができる。

### (事業内容)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事項により構成するものとする。

#### (1) 新潟市在宅医療・介護連携推進協議会の開催・運営

医療・介護の関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等の協議を行う。

#### (2) 新潟市在宅医療・介護連携センター（以下「センター」という。）、新潟市在宅医療・介護連携ステーション（以下「ステーション」という。）の運営 ア 人員配置

センター、ステーションには、医療と介護に関する知識を有し、実務経験を有する人材を1名以上配置する。

#### イ 業務内容

##### (ア) 事業者からの相談支援・情報提供、相談窓口の運営

医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療又は介護に関する事項の相談に対応し、必要に応じて、医療機関、介護事業者等の

紹介業務などを行う。

(イ) 多職種連携の仕組みづくり

在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策等の検討を行う会議や多職種が連携するための研修会等を行う。

(ウ) 情報共有ツールの活用支援・普及促進

医療・介護関係者等の間で、医療・介護等に関する情報の共有を推進するため、地域の医療・介護関係者に向けて情報共有ツールの活用状況把握、活用支援・普及促進などを行う。

(エ) 在宅医療従事者的人材育成

(オ) 地域の医療資源の把握・情報提供（公開）

医療機関、介護事業者等の所在地、連絡先、機能等を把握し、本事業に役立てられるよう備える。また、市民向けの情報を調整し、市民にホームページ等で公開する。

(カ) 市民への在宅医療・介護に関する普及・啓発

在宅医療や介護で受けられるサービス内容や利用方法等について講演会等を開催し、また、資料を用いるなど効果的な説明を行って、市民の在宅医療・介護連携への理解促進を図る。

(キ) その他の在宅医療・介護連携推進に関すること

(ア) から(カ)に規定する事項のほか、在宅医療・介護連携推進に必要な事業を実施する。

(センター、ステーション設備等)

第4条 第2条の規定に基づき事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）

は、本事業の実施にあたって必要な設備を整備しなければならない。

2 受託者は、センター、ステーション業務の事務を行う室に「新潟市在宅医療・介護連携センター」「新潟市在宅医療・介護連携ステーション」と表示しなければならない。

3 センター、ステーションの開設日は、受託者と協議のうえ市長が別に定める。

4 受託者は、センター、ステーションの開設日までに医療・介護関係者等にセンター、ステーションの呼称、連絡先及び開設日等を周知しなければならない。

- 5 前項の呼称は、受託者と協議のうえ市長が別に定める。
- 6 受託者の理由により呼称・連絡先等を変更したいときは、予め市長へ協議し、所要の措置を受託者の責任で行うこととする。

(事業実施状況等の報告)

第5条 本事業の適切な運営を確保するため、受託者は次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに報告を行うものとする。

- (1) 毎月の事業実績報告 翌月 20 日まで
- (2) その他市長が必要と認める報告書等 市長がその都度定める期限まで

- 2 市長は、受託者からの報告について、必要と認められるものを「新潟市在宅医療・介護連携推進協議会」に報告する。

(個人情報の保護)

第6条 受託者は、本事業の遂行により知り得た個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものという。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害するがないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。なお、本事業の委託契約終了後においても同様とする。

- 2 受託者は、本事業の職務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らすがないよう必要な措置を講じなければならない。

- 3 本事業の実施にあたり、個人情報を取扱う際は、あらかじめ本人等から、個人情報を目的の範囲内で利用する旨の同意を得ておかなければならない。

(留意事項)

第7条 受託者は、本事業の実施にあたっては、職能団体、関係機関、行政機関等の在宅医療・介護に係る者と協議を行い、連携を図りながら円滑に実施するよう努めなければならない。

- 2 受託者は、本事業の実施にあたり、提供されるサービスが理由なく特定の者

に偏ることがないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。